

あべのクリエイト委員会設置要綱

(設置及び目的)

- 第1条 あべの市税事務所職員の市民応対の向上や、事務所内の担当間・職員間の協力・連携を推進し、風通しの良い職場づくりに向けた企画・立案を行うことを目的とした「あべのクリエイト委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 あべの市税事務所内広報誌として「あべの Custom」を発刊し、職員間の情報共有を図る。
- 3 市民応対用のガイドブックとして「あべの仕事便利帳」を年1回発刊し、市民応対の向上をめざす。

(構成)

- 第2条 「委員会」は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は管理担当課長代理をもって充てる。
- 3 副委員長は管理担当係長（窓口等）をもって充て、委員長を補佐する。
- 4 委員については、管理担当・市民税等担当・固定資産税担当（土地・家屋）・収納対策担当より各2名とする。

(任期)

- 第3条 委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残留期間とする。

(委員会)

- 第4条 「委員会」は、必要に応じて、委員長が委員を招集のうえ開催する。
- 2 招集できない場合で、委員長が開催を必要と判断した時は、電子会議を開催することができる。

(事務局)

- 第5条 「委員会」の事務局はあべの市税事務所管理担当に置く。

附則

この規程は、平成27年5月29日から施行する。

附則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。